

職業能力開発促進法施行規則 別表第十一の三の二

科目	範囲	講義	演習	合計
キャリア コンサル ティング の社会的 意義	一 社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	3	0	10
	二 キャリアコンサルティングの役割の理解	3		
	三 キャリアコンサルタントの活動	4	0	
キャリア コンサル ティング を行うた めに必要 な知識	一 キャリアに関する理論	3	0	30
	二 カウンセリングに関する理論	3	0	
	三 自己理解の知識	2	0	
	四 仕事の知識	2	0	
	五 職業能力の開発の知識	3	0	
	六 人事管理及び労務管理の知識	3	0	
	七 労働市場の知識	2	0	
	八 労働関係法令及び社会保障制度の知識	2	0	
	九 学校教育制度及びキャリア教育の知識	2	0	
	十 メンタルヘルスの知識	4	0	
	十一 ライフステージ及び発達課題の知識	2	0	
	十二 人生の転機の知識	1	0	
	十三 個人の特性の知識	1	0	
キャリアコ ンサルティ ングを行う ために必要 な技能	一 基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等 記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能	9		70
	二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括	8	53	
キャリアコ ンサルタント の倫理と 行動	一 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並び に普及活動	2		20
	二 環境への働きかけの認識及び実践	2		
	三 ネットワークの認識及び実践 1 ネットワークの重要性の認識 2 ネットワークの形成 3 専門機関への紹介 4 キャリアコンサルティングと異なる分野の専門家への照会	3	7	
	四 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける 必要性の認識	3		
	五 キャリアコンサルタントとしての姿勢	3		
	その他	一 その他キャリアコンサルティングに関する科目		
合計				140

※ 下線は改正により変更のある点。

改正後

職業能力開発促進法施行規則 別表第十一の三の二

科目	範囲	講義	演習	合計		
キャリアコンサルティングの社会的意義	一 <u>社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解</u>	2	0	2		
	二 <u>キャリアコンサルティングの役割の理解</u>					
キャリアコンサルティングを行うために必要な知識	一 キャリアに関する理論	3	0	35		
	二 カウンセリングに関する理論	3	0			
	三 職業能力の開発（リカレント教育を含む。）の知識	5	0			
	四 企業におけるキャリア形成支援の知識	5	0			
	五 労働市場の知識	2	0			
	六 <u>労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識</u>	4	0			
	七 学校教育制度及びキャリア教育の知識	2	0			
	八 メンタルヘルスの知識	4	0			
	九 <u>中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識</u>	4	0			
	十 人生の転機の知識	1	0			
	十一 <u>個人の多様な特性の知識</u>	2	0			
キャリアコンサルティングを行うために必要な技能	一 基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能	6		76		
	二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括	10	60			
	一 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動	2			27	
	二 環境への働きかけの認識及び実践	3				
	三 ネットワークの認識及び実践 1 ネットワークの重要性の認識及び形成 2 <u>専門機関への紹介及び専門家への照会</u>	4	10			
	四 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける必要性の認識	3				
	五 <u>キャリアコンサルタントとしての倫理と姿勢</u>	5				
	その他	一 その他キャリアコンサルティングに関する科目				10
	合計					150

※ 下線は改正により変更のある点。

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令 別表

更新講習の区分	科目
一 知識講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 職業能力の開発の知識 二 <u>人事管理及び労務管理</u>の知識 三 労働市場の知識 四 労働関係法令及び社会保障制度の知識 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 六 メンタルヘルスの知識 七 <u>その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識</u>
二 技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（職業能力開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 二 相談過程において必要な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括

※ 下線は改正により変更のある点。

改正後

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令 別表

更新講習の区分	科目
一 知識講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 職業能力の開発（リカレント教育を含む。）の知識 二 企業におけるキャリア形成支援の知識 三 労働市場の知識 四 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 六 メンタルヘルスの知識 七 中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識 八 個人の多様な特性の知識 九 <u>その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識</u>
二 技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（職業能力開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 二 相談過程において必要な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括

※ 下線は改正により変更のある点。